

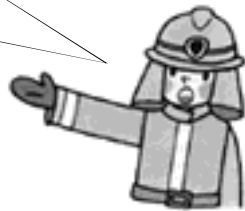
## 住宅用火災警報器の義務化について

近年住宅火災の死者は建物火災全体の約9割にものぼり、このうち約7割が逃げ遅れによるものとなっています。このことから全国で住宅用火災警報器の設置が義務化となっており、留萌市・小平町でも新築の住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅についても平成23年6月1日までに設置することが義務化となっております。

火災の早期発見は生命、身体、財産を守る上で非常に大切です。自分の家は大丈夫ではなく、もし火災が起きたらの事を考え設置をお願いします。



住宅用火災警報器の設置場所は寝室として使用している部屋と階段の天井部分です。



## 消火器及び住宅用火災警報器の不適切な点検・販売について

**注意**

消火器の不適切な値段による点検・販売とともに、住宅用火災警報器の設置の義務化にともない不適切な値段による販売をする業者が道北地区でも出てきています。トラブルに巻き込まれないよう、よくわからない場合ははっきりと断る、契約書に印を押さないことが大事です。



現在、留萌消防組合内（留萌市・小平町）にて携帯電話を使って119番した場合、留萌消防署の通信室に直接通報されるようになりますが、受信アンテナにより隣接地域では隣の町につながる場合もありますので119番がつながったら〇〇市〇〇町と住所を伝えましょう。住所がはっきりしない場合は、目録物・看板など場所が特定できるものを伝えましょう。（自動販売機が近くあれば住所が表示されています）



- 紙面に対するお問い合わせは ●
- 留萌消防組合消防署 予防課 電話 0164-42-2211
- 留萌消防組合小平支署 予防係 電話 0164-56-2221
- 留萌消防組合鬼鹿支署 電話 0164-57-1253



地域では、お年寄り家庭へ「防災アドバイス」を

## 春の火災予防運動 4月20日～4月30日

《全国統一標語》

『消さないで あなたの心の 注意の火』

《留萌消防組合テーマ》

『火災から 生命を 守ろう』

午後8時サイレン吹鳴

春の火災予防運動が実施されます

4月20日(金)から4月30日(月)までの間、「消さないであなたの心の注意の火」を統一標語に春の火災予防運動を実施します。各地で住宅、グループホーム、カラオケボックスなどで多数の火災による死者が出ています。陽気に誘われ出かける機会の多くなるこの季節、火に対する警戒心がおろそかにならないよう事業所内、家庭内で話し合ひましょう。



第40号



7つのポイントとは... 3つの習慣

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
  - ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
  - ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策**
- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
  - ② 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
  - ③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
  - ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

平成19年 危険物取扱者試験 事前講習会開催のお知らせ

平成19年第1回危険物取扱者試験が5月27日(日)に実施されますが、受験される方を対象に危険物取扱者試験準備講習を次のとおり開催します。希望される方はお申し込みください。

■講習日  
平成19年5月21日(月)から5月24日(木)までの4日間で実施します。  
■講習申込先  
留萌危険物安全協会 留萌消防署予防課保安係まで  
■お問い合わせ  
留萌消防署予防課保安係  
お問い合わせください。  
Tel 42-2295



外出前・おやすみ前の防火点検を習慣づけましょう。